

題名	「地方独立行政法人山梨県立病院機構固定資産管理規程」の一部改正を行う。
内容	<p>1 規程改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 平成24年8月、消費税法及び地方税法の一部が改正され、平成26年4月から消費税率は5%から8%、平成27年10月から8%から10%に改定された。</li><li>※ 改正法の施行日：当初の平成27年10月1日から、二度の法改正により令和元年10月1日に変更</li><li>○ 固定資産の貸付料は、消費税等の課税対象になる。</li><li>○ このため、固定資産貸付料の額を改定する必要がある。</li></ul> <p>2 規程改正の内容</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 当該規定は、平成22年4月1日に施行された後、改正されておらず、平成26年4月の消費税率増（5%から8%）が反映されていない状況にある。</li><li>○ このため、固定資産貸付料の額について、消費税増税分（5%から10%）の引き上げを行う。</li></ul>
施行日	令和2年10月6日から施行し、令和元年10月1日から適用する。
留意事項	なし

地方独立行政法人山梨県立病院機構固定資産管理規程

新	旧
<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構固定資産管理規程</p> <p>第1条～第34条</p> <p>附則</p> <p>この規程は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この規程は、令和2年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表（第22条関係）</p> <p>1 土地の貸付料（貸付期間1年につき）</p> <p>一 電柱その他これに類するものを設置する目的で貸付けるときは、次の算式により算定した額とする。</p>	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構固定資産管理規程</p> <p>第1条～第34条</p> <p>附則</p> <p>この規程は、平成22年4月1日から施行する。</p> <hr/> <p>別表（第22条関係）</p> <p>1 土地の貸付料（貸付期間1年につき）</p> <p>一 電柱その他これに類するものを設置する目的で貸付けるときは、次の算式により算定した額とする。</p>

種類	単位	金額	
		宅地	その他
本柱	木柱（H柱又は人形柱を除く。）、コンクリート柱若しくは鉄柱1本又は鉄塔の貸付面積1.7平方メートルまでごとに H柱又は人形柱1本ごとに	1,500円 3,000円	180円 360円
支線又は支柱	1本ごとに	1,500円	180円
附属設備	線路保護用柱、水底線標示柱、支線柱、標柱又は標石1本ごとに ハンドホール又はマンホール1個ごとに	1,500円 3,000円	180円 360円
その他の設備	貸付使用1.7平方メートルまでごとに	1,500円	180円

A × B

ただし、土地の貸付期間が1月に満たないときは、当該算定額に100分の10を乗じて得た額を加算する。

二 ガス管、水道管その他これらに類する物を設置する目的で貸付けるときは、次の算式により算定した額とする。

$$80 \text{ 円} \times C$$

ただし、土地の貸付期間が1月に満たないときは、当該算定額に100分の10を乗じて得た額を加算する。

三 一及び二の目的以外の目的で貸し付けるときは、次の算式により算定した額とする。

種類	単位	金額	
		宅地	その他
本柱	木柱（H柱又は人形柱を除く。）、コンクリート柱若しくは鉄柱1本又は鉄塔の貸付面積1.7平方メートルまでごとに H柱又は人形柱1本ごとに	1,500円 3,000円	180円 360円
支線又は支柱	1本ごとに	1,500円	180円
附属設備	線路保護用柱、水底線標示柱、支線柱、標柱又は標石1本ごとに ハンドホール又はマンホール1個ごとに	1,500円 3,000円	180円 360円
その他の設備	貸付使用1.7平方メートルまでごとに	1,500円	180円

A × B

ただし、土地の貸付期間が1月に満たないときは、当該算定額に100分の5を乗じて得た額を加算する。

二 ガス管、水道管その他これらに類する物を設置する目的で貸付けるときは、次の算式により算定した額とする。

$$80 \text{ 円} \times C$$

ただし、土地の貸付期間が1月に満たないときは、当該算定額に100分の5を乗じて得た額を加算する。

三 一及び二の目的以外の目的で貸し付けるときは、次の算式により算定した額とする。

$$D \times \frac{4}{100} \times E$$

ただし、土地の貸付期間が1月に満たないとき、及び駐車場その他の施設の利用に伴って土地が貸し付けられるときは、当該算定額に100分の10を乗じて得た額を加算する。

- A：別表一に掲げる金額  
 B：別表一に掲げる単位数  
 C：使用場所に設置する設置物の長さ（1メートル未満の端数は切り上げて1メートルとする。）  
 D：当該土地の貸付開始時における1平方メートル当たりの価格（1円未満の端数は切り捨てる。）とし、次により算出する。  
 （当該土地の公有財産台帳価格）  
 （当該土地の公有財産台帳地積）  
 ただし、公有財産台帳価格が時価に比して著しく差異があるもの又は特別な事情により上記によりがたいものは、別な方法で算出することができる。  
 E：貸付面積（1平方メートル未満の端数は切り上げて1平方メートルとする。）

- 2 建物の貸付料（貸付期間1年につき）  
 一 電線その他これに類する目的で貸付けるときは、次の算式により算定した額とする。  
 $1,500 \text{ 円} \times F \times \underline{1.10}$

$$D \times \frac{4}{100} \times E$$

ただし、土地の貸付期間が1月に満たないとき、及び駐車場その他の施設の利用に伴って土地が貸し付けられるときは、当該算定額に100分の5を乗じて得た額を加算する。

- A：別表一に掲げる金額  
 B：別表一に掲げる単位数  
 C：使用場所に設置する設置物の長さ（1メートル未満の端数は切り上げて1メートルとする。）  
 D：当該土地の貸付開始時における1平方メートル当たりの価格（1円未満の端数は切り捨てる。）とし、次により算出する。  
 （当該土地の公有財産台帳価格）  
 （当該土地の公有財産台帳地積）  
 ただし、公有財産台帳価格が時価に比して著しく差異があるもの又は特別な事情により上記によりがたいものは、別な方法で算出することができる。  
 E：貸付面積（1平方メートル未満の端数は切り上げて1平方メートルとする。）

- 2 建物の貸付料（貸付期間1年につき）  
 一 電線その他これに類する目的で貸付けるときは、次の算式により算定した額とする。  
 $1,500 \text{ 円} \times F \times \underline{1.05}$

<p>二一の目的以外の目的で貸付けるときは、次の算式により算定した額とする。</p> <p>イ 一棟の建物の全てを土地と共に貸付けるとき。</p> $\left( \left( G \times \frac{6}{100} \times H \right) \times 1.10 \right) + \text{土地の貸付料}$ <p>ロ 建物の一部分を貸付けるとき。</p> $\left( \left( G \times \frac{6}{100} + I \times \frac{4}{100} \times \frac{K}{J} \right) \times H \right) \times 1.10$ <p>F：線路を支持する場所の箇所数  G：当該建物の貸付開始時における1平方メートル当たりの価格（1円未満の端数は切り捨てる。）とし、次により算出する。  （当該建物の公有財産台帳価格）  （当該建物の公有財産台帳延べ面積）  ただし、公有財産台帳価格が時価に比して著しく差異があるもの又は特別な事情により上記によりがりたいものは、別な方法で算出することができる。</p> <p>H：使用延べ面積（1平方メートル未満の端数は切り上げて1平方メートルとする。）  I：当該建物敷地の貸付開始時における1平方メートル当りの価格（1円未満の端数は切り捨てる。）とし、次により算出する。</p> <p>（当該建物敷地の公有財産台帳価格）  （当該建物敷地の公有財産台帳地積）  又は</p>	<p>二一の目的以外の目的で貸付けるときは、次の算式により算定した額とする。</p> <p>イ 一棟の建物の全てを土地と共に貸付けるとき。</p> $\left( \left( G \times \frac{6}{100} \times H \right) \times 1.05 \right) + \text{土地の貸付料}$ <p>ロ 建物の一部分を貸付けるとき。</p> $\left( \left( G \times \frac{6}{100} + I \times \frac{4}{100} \times \frac{K}{J} \right) \times H \right) \times 1.05$ <p>F：線路を支持する場所の箇所数  G：当該建物の貸付開始時における1平方メートル当たりの価格（1円未満の端数は切り捨てる。）とし、次により算出する。  （当該建物の公有財産台帳価格）  （当該建物の公有財産台帳延べ面積）  ただし、公有財産台帳価格が時価に比して著しく差異があるもの又は特別な事情により上記によりがりたいものは、別な方法で算出することができる。</p> <p>H：使用延べ面積（1平方メートル未満の端数は切り上げて1平方メートルとする。）  I：当該建物敷地の貸付開始時における1平方メートル当りの価格（1円未満の端数は切り捨てる。）とし、次により算出する。</p> <p>（当該建物敷地の公有財産台帳価格）  （当該建物敷地の公有財産台帳地積）  又は</p>
--	--

<p>(当該建物敷地の借受料の年額)  (当該建物敷地の借受面積)</p> <p>J : 当該建物の公有財産台帳延べ面積  K : 当該建物の公有財産台帳建面積</p> <p>3 土地及び建物を事業目的のもとに貸し付ける場合は、事業者と契約した期間ごとの額とする。</p>	<p>(当該建物敷地の借受料の年額)  (当該建物敷地の借受面積)</p> <p>J : 当該建物の公有財産台帳延べ面積  K : 当該建物の公有財産台帳建面積</p> <p>3 土地及び建物を事業目的のもとに貸し付ける場合は、事業者と契約した期間ごとの額とする。</p>
$\frac{100}{4} \times$	$\frac{100}{4} \times$

地方独立行政法人山梨県立病院機構固定資産管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人山梨県立病院機構会計規程（以下「会計規程」という。）第33条の規定に基づき、地方独立行政法人山梨県立病院機構（以下「法人」という。）の固定資産（会計規程第30条第2項で定めるものをいう。）について、その取得、処分、及び管理（以下「管理等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 固定資産の管理等については、法令その他諸規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(規程の準用)

第3条 法人が借用する固定資産の管理については、この規程を準用する。

2 リース契約により貸借する資産についても、この規程を準用する。

(管理責任者)

第4条 固定資産の適正な管理等を行うため、固定資産の管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

2 管理責任者は、会計規程第7条に規定する経理責任者とする。

3 管理責任者が管理等を行う固定資産は、会計規程第5条に規定する経理単位に属する固定資産とする。

(取得の定義)

第5条 この規程において、固定資産の取得とは、購入、新設、増設、現物出資、交換、寄附、改良等により当該固定資産の価値を増加させる場合をいう。

(取得の時期)

第6条 取得の時期は、固定資産が納入され検査が完了した日又は事実上資産を取得した日とする。

2 固定資産を取得した場合は、速やかに固定資産の登録を行わなければならない。

(購入)

第7条 固定資産を購入によって取得した場合の取得価額は、購入代価に購入手数料、運

送料、荷役料、据付費、試運転費その他取得に付随して要した費用を加えた価額とする。

(新設及び増設)

第8条 新設及び増設によって取得した場合の取得価額は、工事又は製作に要した直接及び間接の費用のうち必要となる額を加算した価額とする。

(現物出資)

第9条 地方公共団体から現物出資として受入れた固定資産の取得価額は、地方独立行政法人法(平成15年法律118号)第6条第4項の規定により地方公共団体が評価した価額とする。

(交換)

第10条 固定資産を交換できる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- 一 交換によらなければ必要とする固定資産を取得することができないとき
- 二 交換によって固定資産の取得をすることが有利であるとき
- 三 その他理事長が必要と認めたとき

2 法人の固定資産との交換により固定資産を取得した場合には、交換に供された法人は固定資産の適正な評価額をもって取得価額とする。ただし、交換により取得する固定資産の価額が交換により払出す固定資産の価額より低いときは、その差額を相手方から受け取るものとする。

3 固定資産を交換する場合は、法人が交換により固定資産の引渡しを受け、又は法人のために登記若しくは登録し、並びに收受すべき差額を收受しなければ、交換により払出す固定資産を引渡し、又は登記若しくは登録をし、並びに支払うべき差額を支払ってはいならない。ただし、やむを得ない事情があるときはこの限りではない。

(寄附)

第11条 固定資産の寄附を受けた場合の取得価額は、時価等を基準として公正に評価した額とする。

(改良等)

第12条 固定資産の改良等を行った場合の取得価額は、資産価値を高める部分に対応する額又は耐用年数を延長させる部分に対応する額とする。

(処分の定義)

第13条 この規程において固定資産の処分とは、売却、除却により固定資産を失う場合をいう。



(処分)

第14条 管理責任者は、固定資産のうち不用となり、又は使用に堪えなくなったものは、不用品として整理し、これを売却しなければならない。ただし、買受人がないもの又は売却価格が売却に要する費用の額に達しないものその他売却することが不相当と認められるものについては、これを除却することができる。

2 前項の規定により固定資産を売却する場合は、新規に取得等を行う相手先をして売却の相手先とすることが有利であると認められるときなど特別の理由がある場合を除いては、一般競争入札によることとする。

3 第一項ただし書きにより除却する場合、当該除却のための費用が発生すると見込まれるときは、無償譲渡することができる。

(担保提供)

第15条 管理責任者は、固定資産を担保に供しようとするときは、理事長の決裁を受けなければならない。

(財産の処分等の制限)

第16条 山梨県地方独立行政法人の重要な財産に関する条例（平成21年山梨県条例第49号）に該当する固定資産を交換、処分並びに担保に供しようとする場合は、関係法令に定めるところにより理事長が行うものとする。

(固定資産台帳による管理)

第17条 管理責任者は、固定資産台帳を次の各号により整備し、固定資産を管理するものとする。

- 一 固定資産の区分及び資産管理番号により、分類整理を行うこと
- 二 第7条から第12条及び第14条から第15条に規定する事項を明確に記録すること
- 三 固定資産台帳は、常に現物と一致させ、整備すること
- 四 器械備品に資産管理ラベルを貼付すること。ただし、その形状及び用途により貼付することが困難なものはこの限りではない

(経理単位間の移動)

第18条 経理単位間において固定資産を移動する場合は、金銭の移動は伴わないものとする。この場合、移動元の管理責任者は移動先の管理責任者に、当該固定資産に係る固定資産管理台帳の写しを送付するものとする。

2 前項の規定により取得した固定資産の価額については、当該固定資産の移動の直前の帳簿価額によるものとする。

(貸付)

第19条 固定資産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法人の業務に支障がない範囲に限り貸付けることができる。

- 一 病院施設を利用する者及び法人の職員等の福利厚生のための施設の用に供するとき
- 二 国又は地方公共団体等が行う調査研究、公の施設の普及宣伝その他公益の目的のために行われる講演会、研究会等の用に短期間供するとき
- 三 水道事業、電気事業、ガス事業等の公益事業の用に供するとき
- 四 災害その他緊急事態の発生により、応急施設の用に短期間供するとき
- 五 国又は地方公共団体において公用又は公共用に供するとき
- 六 前各号に掲げるもののほか、法人の目的を達成するために必要な場合若しくは法人の効率的な事業運営に資すると認められるとき

(貸付期間)

第20条 固定資産を貸し付ける期間（以下「貸付期間」という。）は、土地の場合は10年以内、その他の場合は5年以内とする。ただし、これらの貸付期間とすることが実情に即しないと理事長が認めるときは、この限りでない。

(貸付けの手続き)

第21条 固定資産の貸付けを受けようとする者があるときは、その者から資産借受申請書を管理責任者に提出させなければならない。ただし、会計規程第40条第1項に規定する契約の方法による場合は、資産借受申請書の提出を省略することができる。

- 2 前項の資産借受申請書の提出があった場合には、当該資産借受申請書の内容を審査の上、貸し付けることを適当と認めるときは、契約の締結又は許可するものとする。
- 3 前項の契約を締結するときには、契約書又はこれに相当するものに次の各号に掲げる事項を明記しなければならない。
  - 一 貸付けを受ける者の住所及び氏名
  - 二 貸し付ける固定資産の所在、種類及び数量
  - 三 貸付けの目的及び用途
  - 四 貸付期間
  - 五 貸付料の額、支払方法等
  - 六 契約上の留意事項（転貸禁止、契約の解除、原状回復義務等）
  - 七 その他必要な事項

(貸付料)

第22条 固定資産の貸付料は有償とする。

- 2 前項の貸付料は、別表に定める方法により算定した額とする。
- 3 前項において、貸付期間が1年に満たないときは、月割計算により徴収する。また、1月に満たない端数がある場合又は貸付期間が1月に満たない場合は、その端数の日数または貸付期間については、日割計算により算定するものとする。ただし、別表第三号の場合において、契約書等に月割計算、日割計算の規定がある場合は、この限りではない。
- 4 前二項の規定により算定した額が、近傍類地の地代又は近傍同種の建物の賃借料等に比して著しく不相当と認められる場合は、近傍類地の地代又は近傍同種の建物の賃借料等に比準して貸付料を算定することができる。

(光熱水料等)

第23条 固定資産を貸し付ける場合には、次の各号に掲げる費用をその貸付料とは別に請求するものとする。ただし、管理責任者が請求することが適当でないとした場合は、この限りでない。

- 一 電気料、通信料（電話料等）、ガス料及び上下水道料
- 二 冷暖房に要する経費
- 三 その他の経費

(貸付料の減額又は免除の基準)

第24条 管理責任者は、公用、公共用又は公益上その他必要があると認めるときは、第22条に規定する貸付料を減額又は免除することができる。

- 2 前項に規定する貸付料を減額できる場合は、次のいずれかに該当するときとする。
  - 一 国又は山梨県を除く地方公共団体又は法人の事務又は事業と密接な関連を有する公共的団体に公用、公共用その他公益上の目的のために貸し付けるとき
  - 二 法人の職員及び病院施設を利用する者等の福利厚生のための施設として貸し付けるとき
  - 三 病院業務と密接な関連があつて公益上の必要に基づき貸し付けるとき
  - 四 前各号に掲げるもののほか、法人の職員及び病院施設を利用する者及び法人の職員等の利便性を向上させるものであつて、管理責任者が特に必要と認めるとき
- 3 第1項に規定する貸付料を免除することができる場合は、次のいずれかに該当するときとする。
  - 一 山梨県に公用、公共用その他公益上の目的のために貸し付けるとき
  - 二 災害その他緊急事態の発生により、応急施設の用に短期間供するとき
  - 三 前項各号に該当する場合において、特別な理由があると管理責任者が認めるとき

(貸付料の減額又は免除の手続)

第25条 貸付料の減額又は免除を受けようとする者があるときは、その者から資産貸付料減額・免除申請書(様式第1号)を提出させなければならない。

(貸付料の徴収方法)

第26条 貸付料は、貸付けを受けた者から、契約書等の定めるところにより徴収する。ただし、特別の理由があると認めるときは、納付すべき期限を別に指定し、又は分割して納付させることができる。

(貸付料の還付)

第27条 既納の貸付料は、還付しない。ただし、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(保険)

第28条 固定資産は、必要があるときは保険に付すことができる。

(権利の保全)

第29条 登記又は登録の必要がある固定資産については、関係法令に定めるところにより、管理責任者が、取得後速やかに登記または登録を行わなければならない。

2 前項の登記、登録の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく変更の手続を行うものとする。

(建設仮勘定等)

第30条 固定資産の取得の目的をもって、前もって支出した費用は建設仮勘定として整理する。なお、当該固定資産が使用開始の状態になった時期をもって、該当する勘定科目に振替整理するものとする。

(減価償却の方法)

第31条 減価償却は、その固定資産を取得し使用を開始した月をもって開始し、事業年度ごとに行うものとする。

2 減価償却額は、取得価額から100分の10に相当する価額を控除した価額に地方公営企業法施行規則(昭和27年総理府令第73号)別表第二号もしくは第三号に定める耐用年数に応じ1を耐用月数で除し12を乗じて求めた償却率を乗じ、12で除した月間償却額に事業年度ごとの固定資産の使用月数を乗じて算出した額とする。ただし、受託研究等のために取得した固定資産は、当該資産を使用する予定の期間を耐用月数とする。

3 有形固定資産の残存価額は取得価額の5%とし、無形固定資産の残存価額は0円とす

る。

- 4 減価償却の計算上生じた円未満の端数は、一計算ごとに切り上げて計算し、第2項に規定する償却率は、小数点第4位を切り上げて第3位まで求めるものとする。

(現物確認)

第32条 管理責任者は、管理する固定資産について、定時かつ随時に固定資産の現物と固定資産台帳とを照合しなければならない。

- 2 管理責任者は、前項の規定による結果、差異のあるもの又は損耗の著しいものについて、その原因を調査しなければならない。

(差異の処理)

第33条 管理責任者は、前条第二項の規定による調査に基づき、固定資産台帳を変更する場合は遅滞なくその手続きをとるとともに、差異のあるものについては再発の防止のための対策を講じなければならない。

(雑則)

第34条 この規程に定めのない事項について必要がある場合は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第 22 条関係）

1 土地の貸付料（貸付期間 1 年につき）

一 電柱その他これに類するものを設置する目的で貸付けるときは、次の算式により算定した額とする。

種類	単位	金額	
		宅地	その他
本柱	木柱（H柱又は人形柱を除く。）、コンクリート柱若しくは鉄柱 1 本又は鉄塔の貸付面積1.7平方メートルまでごとに	1,500円	180円
	H柱又は人形柱 1 本ごとに	3,000円	360円
支線又は支柱	1 本ごとに	1,500円	180円
附属設備	線路保護用柱、水底線標示柱、支線柱、標柱又は標石 1 本ごとに	1,500円	180円
	ハンドホール又はマンホール1個ごとに	3,000円	360円
その他の設備	貸付使用1.7平方メートルまでごとに	1,500円	180円

A × B

ただし、土地の貸付期間が 1 月に満たないときは、当該算定額に 100 分の 10 を乗じて得た額を加算する。

二 ガス管、水道管その他これらに類する物を設置する目的で貸付けるときは、次の算式により算定した額とする。

80 円 × C

ただし、土地の貸付期間が 1 月に満たないときは、当該算定額に 100 分の 10 を乗じて得た額を加算する。

三 一及び二の目的以外の目的で貸し付けるときは、次の算式により算定した額とする。

$$D \times \frac{4}{100} \times E$$

ただし、土地の貸付期間が 1 月に満たないとき、及び駐車場その他の施設の利用に伴って土地が貸し付けられるときは、当該算定額に 100 分の 10 を乗じて得た額を加

算する。

A：別表一に掲げる金額

B：別表一に掲げる単位数

C：使用場所に設置する設置物の長さ（1メートル未満の端数は切り上げて1メートルとする。）

D：当該土地の貸付開始時における1平方メートル当たりの価格（1円未満の端数は切り捨てる。）とし、次により算出する。

$$\frac{\text{（当該土地の公有財産台帳価格）}}{\text{（当該土地の公有財産台帳地積）}}$$

ただし、公有財産台帳価格が時価に比して著しく差異があるもの又は特別な事情により上記によりがたいものは、別な方法で算出することができる。

E：貸付面積（1平方メートル未満の端数は切り上げて1平方メートルとする。）

## 2 建物の貸付料（貸付期間1年につき）

一 電線その他これに類する目的で貸付けるときは、次の算式により算定した額とする。

$$1,500 \text{ 円} \times F \times \underline{1.10}$$

二 一の目的以外の目的で貸付けるときは、次の算式により算定した額とする。

イ 一棟の建物の全てを土地と共に貸付けるとき。

$$\left( \left( G \times \frac{6}{100} \times H \right) \times \underline{1.10} \right) + \text{土地の貸付料}$$

ロ 建物の一部分を貸付けるとき。

$$\left( \left( G \times \frac{6}{100} + I \times \frac{4}{100} \times \frac{K}{J} \right) \times H \right) \times \underline{1.10}$$

F：線路を支持する場所の箇所数

G：当該建物の貸付開始時における1平方メートル当たりの価格（1円未満の端数は切り捨てる。）とし、次により算出する。

$$\frac{\text{（当該建物の公有財産台帳価格）}}{\text{（当該建物の公有財産台帳延べ面積）}}$$

ただし、公有財産台帳価格が時価に比して著しく差異があるもの又は特別な事情により上記によりがたいものは、別な方法で算出することができる。

H：使用延べ面積（1平方メートル未満の端数は切り上げて1平方メートルとする。）

I：当該建物敷地の貸付開始時における1平方メートル当りの価格（1円未満の端数は

切り捨てる。)とし、次により算出する。

(当該建物敷地の公有財産台帳価格)

(当該建物敷地の公有財産台帳地積)

又は

$$\frac{\text{(当該建物敷地の借受料の年額)}}{\text{(当該建物敷地の借受面積)}} \times \frac{100}{4}$$

J：当該建物の公有財産台帳延べ面積

K：当該建物の公有財産台帳建面積

- 3 土地及び建物を事業目的のもとに貸し付ける場合は、事業者と契約した期間ごとの額とする。